

第 7 1 回札幌市緑の審議会

会 議 録

日 時：平成27年11月 5 日（木） 午前 9 時30分開会

会 場：S T V 北 2 条ビル 地下 1 階 大会議室

1. 開 会

○事務局（西川みどりの推進課長） 皆様、きょうは、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、第71回札幌市緑の審議会を開催いたします。

初めに、委員の交代についてご報告がございます。

平成25年7月から2年4カ月の間、当審議会の委員をお務めになりました飯田委員が、お仕事のご都合によりまして、10月31日付で委員をご退任されました。

飯田委員の後任といたしまして、国立研究開発法人森林総合研究所北海道支所森林育成研究グループの主任研究員でいらっしゃいます関剛さんに11月1日付で当審議会の委員をお願いしておりますので、ご報告いたします。

大変恐縮でございますが、関委員から自己紹介をお願いしたいと思います。

○関委員 おはようございます。関剛と申します。

私の専門といたしましては、樹木が実をつけてからさらに生き続けることについて、枝の伸びや幹の太りなどから追跡していくことを中心に仕事をしております。

昨日、配付いただきました資料を見ていたのですけれども、公園の面積一つに対する考え方をとって、いかに自分が都市と緑とのかかわりについて不勉強であるかを思い知らされております。勉強しながらの参加ということになりますけれども、都市の緑化等について貢献できればと考えております。

よろしくお願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） ありがとうございます。

本日は、久保田委員及び小西委員から欠席する旨のご連絡を、また、高橋委員からは到着が若干おくれる旨のご連絡をいただいております。

定足数につきましては、委員16名中、現在の出席人数は13名であり、過半数に達しておりますので、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第67条第3項の規定によりまして、この会議が有効に成立していることをご報告いたします。

次に、配付資料のご確認をさせていただきます。

まず、一番上が第71回札幌市緑の審議会次第でございます。次に、座席表、その次が第19次札幌市緑の審議会委員名簿です。次に、説明資料ですが、「身近な公園の新規整備方針」策定に向けた基本的な考え方についてという冊子でございます。その次は、答申素案でございます。そして、最後に参考資料集をお配りしております。

ご確認の上、資料に不備がありましたら、お知らせください。

本日の審議会におきましては、前回に引き続き、地域の核となる公園の面積及び地域特性に応じた公園の考え方についてご審議いただくとともに、このたびの諮問に対する答申素案について、ご意見やご指摘等を賜りたいと存じます。

それでは、近藤会長、進行をよろしくお願いいたします。

2. 議 事

○近藤会長 おはようございます。

それでは、この次第に沿って進めたいと思います。

もう2カ月たっておりますので、前回のおさらいということで、方針策定の背景をお話しいただき、答申の一つである地域の核となる公園の面積について、皆さんから前回いただいたご意見をもとに補足あるいは修正をしたものをご説明いただきます。

よろしくお願いいたします。

○事務局（阿部造園担当課長） おはようございます。

【議案資料－1】造園担当課長の阿部です。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

私から、身近な公園の新規整備方針の策定に向けた基本的な考え方についてご説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

【議案資料－2】まず、本日の説明内容は、前回の審議会の整理となります。

最初に、方針策定の背景を、次に、二つの諮問事項に関する審議結果や事務局からの修正案を説明し、改めてご審議いただきたいと思います。

なお、前回の審議内容をもとに作成した答申素案も用意させていただいておりますが、これについては本日の進行状況に応じて審議していただきたいと思いますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

【議案資料－3】 それでは最初に、方針策定の背景についてご説明します。

公園は、環境保全や防災、コミュニティ形成など、地域の良好な住環境を形成する役割を果たしています。現在、札幌市における都市公園の数は、2,725カ所です。これは、政令市の中でも最も多い数を誇ります。このため、総量としては一定程度充実していると考えられますが、見方を変えると、問題も抱えております。

【議案資料－4】 都市公園には、その設置目的などの違いからさまざまな種別があります。この中でも、住区基幹公園と呼ばれる街区公園、近隣公園、地区公園は、徒歩圏内の住民が日常生活で利用する公園として比較的計画的に配置されています。

【議案資料－5】 札幌市における都市公園の内訳を示した図です。先ほど説明した住区基幹公園が全体の94%を占めており、中でも街区公園の割合が非常に高い状況です。つまり、住区基幹公園は、その整備目的や箇所数から、多くの市民にとって身近な公園であるとも言えます。そして、特に箇所数が多い街区公園は、最も身近な公園であると言えます。

【議案資料－6】 こうした身近な公園に視点を置き、整備量を地域ごとに比べると、中央区の値が極端に低く、整備水準において地域格差があることがわかります。つまり、いまだに新たな公園を整備する必要がある地域が存在していると考えられます。しかし一方で、こうした公園が少ない地域の多くは、土地利用が高度化しており、まとまった面積の用地取得が困難な状況です。

以上のことから、身近な公園の中でも最も標準面積が小さく、現実的に整備が可能と考

えられる街区公園の新規整備を推進する必要があると考え、このたび、身近な公園の新規整備方針を策定することにしました。

【議案資料－７】新規整備方針の策定に当たり、公園を取り巻く現状を検証した結果、四つの課題が考えられました。そして、これらの課題を解決するための方向性として、地域の核となる公園の面積、地域特性に応じた公園整備という二つの考え方を整理する必要があると考えています。本審議会では、方針の骨格となるこの二つの基本的な考え方について諮問させていただいております。

【議案資料－８】地域の核となる公園の面積とは、地域に必要な公園機能を最低限確保でき、人々が集まる地域の中心的なオープンスペースとなり得る身近な公園を地域の核となる公園と定義し、その必要な面積を検討することで効果的な公園整備を行っていくという考え方です。地域特性に応じた公園整備とは、地域ごとに異なる人口動態や公園の整備状況等を地域特性として検討し、これに応じた効果的、効率的な公園整備を行っていくという考え方です。

ここまでの、前回の審議会で説明した方針策定の背景に関するおさらいです。

【議案資料－９】続きまして、諮問事項の一つ目である地域の核となる公園の面積に関して、前回の審議結果とそれを踏まえた事務局からの修正案などを説明します。

【議案資料－１０】最初に、前回提示した事務局案のおさらいです。

利用者数、地域に必要な公園機能、他都市の事例を検討した結果、地域の核となる公園の面積は1,000平米以上とすることが妥当であると考えられました。

【議案資料－１１】これは、地域の核となる公園の位置づけを図示したものです。住区基幹公園のうち、1,000平米以上の街区公園と近隣公園、地区公園を地域の核となる公園として扱い、こうした公園に主たる視点を置くこととしました。また、これら以外の都市公園については、遊戯広場を有している場合に地域の核となる公園と同等に扱うことを提案しました。

ここまでの前回の審議会で提示した事務局案のおさらいです。

【議案資料－１２】前回の審議結果についてご説明します。

先ほどの事務局案についてご審議いただいた結果、おおむね妥当とするのご判断をいただきました。ただし、考え方に反映すべき事項として、大きく四つの意見がありました。

１点目は、利用者を増やす視点、取り組みを追加すること、２点目は、冬期間における雪置き場や子どもの遊び場といった利用を考慮すること、３点目は、可能な限り標準である2,500平米を目指すことを強調し、運用面を考慮して、おおむね1,000平米とすること、４点目は、審議の全体を通しての話となりますが、地域の核となる公園の意味や対象がわかりづらいので整理をすることです。

これらの意見に沿って修正した事務局案を次のスライドから説明させていただきます。

【議案資料－１３】１点目の利用者をふやす視点、取り組みについては、三つの項目を考えました。

1点目は、ワークショップや小学生アンケート等を有効に活用し、地域ニーズを捉えた整備を行うこと、2点目は、小学校など他の公共施設と連携し、近接した配置や機能の補完等を検討すること、3点目として、広報さっぽろなどを用いて、より広範囲に広報活動を行うことです。

これらの三つの視点、取り組みにより、利用者数を増やすように努めていくこととします。

【議案資料－14】ここで、前回の審議会で幾つかご質問がありました利用状況調査の内容について補足させていただきます。

まず、利用状況調査の方法についてです。

時間の関係から説明を省略させていただきますが、全街区公園の約1割を6日間にわたり調査して、平均利用者数を算出しております。

【議案資料－15】このグラフは、先ほどのグラフの表現方法を変えたものです。公園の整備水準の違いからデータを三つのグループに分けており、一つ一つの点は、公園ごとのデータを、直線はその近似線をあらわしています。表に示していますが、赤色は中央区のような公園の整備水準が極めて低い地域のデータです。緑色は整備水準がやや低い地域であり、青色は平均的な水準の地域です。これらの利用者数を比べますと、同程度の面積でも、公園整備水準が低い地域ほど利用者数が増えることがわかります。

【議案資料－16】2点目の冬期間の利用について説明します。

現在、札幌市では、町内会等と話し合い、ルールを守っていただくことを条件に、公園を雪置き場として開放する覚書制度を実施しています。しかしながら、雪入れの程度や需要は地域によりさまざまであり、また、公園によっては雪入れを起因とした施設の破損や子どもの事故が発生しております。このため、可能であれば、雪置き場と子どもの遊び場は分けて考えたいと思っておりますが、今回の検討によると、1,000平米という面積は、雪置き場としての利用数が想定される広場とそれ以外のスペースとを分離して配置することが可能であり、一定の雪入れに対応可能と考えおります。

以上のことから、今後とも冬期間における利用方法は、個別に地域との協議の中で対応したいと思っております。

【議案資料－17】3点目の街区公園の標準面積や最低面積に関する文章表現について、次のように変更します。

まずは、地域の核となる公園の面積は、「おおむね」という言葉を加えまして、「おおむね1,000平米以上」とします。そして、新たに街区公園の整備をする際は、基本的に標準面積である2,500平米程度の確保を目指すこととします。また、用地確保が困難な場合でも、1,000平米程度は確保することとします。

【議案資料－18】最後に、これまでわかりづらかった地域の核となる公園の意味や対象について、類似した表現である身近な公園の意味とあわせて説明します。

まず、身近な公園とは、市民の暮らしに密着した公園全般のことです。人によって対象

は異なりますが、その数の多さや性質から、主として住区基幹公園が該当します。

次に、地域の核となる公園ですが、前回からの表現を一部変更し、地域の中心的なオープンスペースとなり得る最も身近な公園、つまり、おおむね1,000平米以上の街区公園だけを意味することにしました。

【議案資料－19】地域の核となる公園の説明文の変更について補足します。

公園が少ない地域の多くは、まとまった面積の用地取得が難しい地域です。このため、身近な公園の中でも最も標準面積が小さく、現実的に整備が可能と考えられる街区公園の新規整備を推進する必要があることが方針を策定する背景となっております。これを踏まえると、地域の核となる公園の対象は、最も身近な公園、つまり街区公園に絞ることが適切であると考えました。

【議案資料－20】これは、地域の核となる公園の変更内容を図示したものです。

左側の前回の案では、地域の核となる公園の対象を1,000平米以上の街区公園と近隣公園、地区公園の3種類としていましたが、これを修正し、おおむね1,000平米以上の街区公園に絞ります。そして、近隣公園、地区公園については、総合公園など、他の都市公園と同様に扱うこととします。

なお、詳細については、別途後半の審議で説明しますが、これらの変更は方針の実態に合わせた表現の変更であり、地域特性に応じた公園整備の検討フローやその結果は変わりません。

以上が、地域の核となる公園の面積についての説明です。

ご審議のほどをよろしく願います。

○近藤会長 ありがとうございます。

（議案資料－12）を見せていただけますか。

前回、皆さんからは、赤枠で囲われた主な四つの点について意見があったと思います。先ほど、それについて札幌市から説明していただきましたような修正案が出ました。

そこで、特にこのような意見を出された方にこれでよろしいかということをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。さらなる修正とかご意見は特にございますか。

○石丸委員 感想になってしまうのですが、これを出すに当たっての最低面積の検討のところ。（議案資料－14）の補足説明（1）の平成21年のデータ以降はなかったのでしょうか。

○近藤会長 平成21年以降のデータはとっていないのかということなのですが、いかがですか。

○事務局（阿部造園担当課長） これ以降は、調査しておりません。

○近藤会長 よろしいですか。

私が記憶していて、札幌市に頑張っていたと思うのは、（議案資料－15）をお願いいたします。

前回、1,000平米以下の利用人数がえらい少ないということがありまして、そんな利用者

の少ないところをふやしてもどうなのかなというご意見がありまして、私もああ、そうかなと思いました。

しかし、これを見てもみますと、赤いところの中央区は、公園が少ないので、小さい面積の公園でもたくさん利用しているというデータが出てきました。ですから、中央区みたいな公園が特に少ないところでは、小さな公園でも利用者が多いということが示されたので、そこに公園をつくるのは効果的かなというふうに思い直しました。

そのほかに、冬期間の利用につきましてもご意見があったと思いますけれども、いかがですか。

地域の雪置き場についても妨げるものではなくて、地域の人と協議しながら可能になっているということでしたね。

それから、（議案資料－12）をお願いします。

③の意見でありましたけれども、1,000平米ときちんと決めてしまうと、なかなか融通がきかず、800平米ならだめなのかということになってしまうので、表現をもうちょっと緩やかにということで、「おおむね」という表現を追加していただきました。

それから、④です。地域の核となる公園や身近な公園、街区公園など、確かにいろいろ出てきますので、なかなかすぐには頭の切りかえがしにくいということでした。そこで、地域の核となる公園となるのは街区公園ということにしますという話です。

これが主な修正内容だったと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 なければ、次に進みたいと思うのですけれども、よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 ありがとうございます。

次に、諮問事項の二つ目でございます。

（議案資料－2）を出していただけますか。

今、方針の策定背景（おさらい）が終わりまして、地域の核となる公園の面積の修正案についてご確認いただきました。

そこで、地域特性に応じた公園整備について修正部分がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（阿部造園担当課長） 【議案資料－21】 それでは、諮問事項の二つ目になる地域特性に応じた公園整備に関して、前回の審議結果とそれを踏まえた事務局からの修正案などを説明します。

【議案資料－22】 最初に、前回ご説明した事務局案のおさらいです。

この図は、地域特性に応じた公園整備の考え方をフロー図で示したものです。

地域特性は、ここに示しておりますように、人口動態や戦略ビジョン、公園の整備水準といった五つの要素を考えました。これらを段階的に検討することで、公園の整備効果が

高い地域や効率的な整備手法を検討し、市街化区域全体を三つの地域に分類することとしました。

【議案資料－23】検討フローに関する補足事項として、二つの考え方を挙げました。

1点目は、まちづくりに関する再開発など、面的な計画がある地域は別途検討することです。2点目は、公園以外のオープンスペースも、その整備内容によっては、公園に準ずるものとして扱うことです。

【議案資料－24】右の図は、先ほどの検討フローで分類した地域を示したものです。

なお、この図を拡大した資料をお手元に配付させていただいておりますので、そちらもごらんください。

地域の核となる公園等の誘致圏を青色で示しており、白い部分が公園の空白域を示しています。赤い枠で囲まれた範囲が新規整備推進地域であり、新規整備と狭小公園の拡張、その両方を推進する地域です。黄色い枠で囲まれた範囲が狭小公園活用地域であり、狭小公園の拡張を目標としつつ、新規整備については慎重に検討する地域です。そして、これら以外の地域は、新規整備対象外とし、基本的に整備は行わないことを提案しました。

【議案資料－25】この図は、先ほどの図のうち、都心及びその周辺を拡大したものです。

なお、お手元にこの図を拡大した資料も配付させていただいておりますが、こちらは、前回の審議結果を受けて、範囲を示す枠の表現を若干変えてあります。

赤枠で示している新規整備推進地域は、創成川以東地区や大通公園の西端から地下鉄円山公園駅まで及び市電周辺部などが該当しています。一方、黄色い枠で示している狭小公園活用地域は、この図に含まれている市電沿線や苗穂駅周辺のほかに、地下鉄琴似駅や栄町駅、北18条駅などの周辺などが該当しています。

ここまでの前回説明した事務局案のおさらいです。

【議案資料－26】前回の審議結果についてご説明します。

先ほどの事務局案についてご審議いただいた結果、おおむね妥当とするとのご判断をいただきました。ただし、考え方に反映すべき事項として、大きく三つの意見がありました。

1点目は、新規整備推進地域等の範囲は目安とし、実際に整備を判断する際は、地域の実態を精査すること、2点目は、公園全体や遊戯広場など、誘致圏を設定する場所を整理すること、3点目は、公園の種別にかかわらず、一律250メートルとしている誘致距離について説明することです。

これらの意見に沿って修正した事務局案を次のスライドから説明させていただきます。

【議案資料－27】1点目の新規整備推進地域等の範囲について説明します。

右の図は、先ほどご説明したお手元に配付してある資料です。

図では、境界をぼかして表現しているように、範囲を示す枠は目安として扱うこととします。また、実際に新規整備を検討する際は、このシミュレーション結果だけに頼らず、改めてその地域の詳細な状況を確認して判断することとします。

【議案資料－28】2点目の誘致圏を設定する場所について説明します。

前回の案では、街区公園と近隣公園が公園全体から、地区公園やこれら以外の公園については遊戯広場の外周から誘致圏を設定すると説明しました。そして、わかりやすさや適切な表現を精査した結果、前回の案を修正し、街区公園だけは公園の全体から、その他の公園は全て街区公園に相当する場所から誘致圏を設定することが適切であると考えました。

この街区公園に相当する場所とは、多目的広場や遊戯広場など、街区公園に期待される機能がまとまっている場所という意味ですが、後ほど写真で具体例を示しながら説明させていただきます。

【議案資料－29】 3点目の誘致距離に関しての説明をいたします。

一般的に、住区基幹公園の誘致距離は、街区公園が250メートル、近隣公園が500メートル、地区公園が1,000メートルとされ、大規模公園の誘致圏については都市住民全般とされています。一方、先ほどご説明しましたが、策定を目指している方針の主たる視点は街区公園です。そのため、その他の都市公園についても街区公園と同じ250メートルの誘致距離を設定することが適当であると考えています。

【議案資料－30】これまで説明した誘致圏の設定場所と誘致距離について、イメージ図を用いて説明します。

街区公園の誘致圏は、公園の外周から250メートルとして設定します。また、街区公園以外の都市公園につきましては、その公園内の街区公園に相当する場所の外周から250メートルとして設定します。ただし、近隣公園については、その実態を見ると、基本的に公園全体が街区公園に相当しています。このため、結果として、公園の外周から誘致圏を設定することになります。

続いて、この街区公園に相当する場所について、具体例を用いて説明します。

【議案資料－31】これは、東区にある街区公園の写真です。

左上が全景の写真、ほかは主要な施設の写真です。多目的広場や遊戯広場などが見られ、街区公園の標準的な整備内容となっております。

【議案資料－32】次に、中央区にある近隣公園の写真です。

右下は、公園全体の平面図です。大き目の多目的広場や遊戯広場などがあり、全体としては先ほどの街区公園と非常に似通ったつくりとなっていることがわかります。

このように、近隣公園では、公園全体が街区公園に相当している場合が多く、公園全体から誘致圏を設定することが適切であると考えられます。

【議案資料－33】最後に、南区にある地区公園です。

遊戯広場や多目的広場などがある一方で、街区公園には見られなかった有料の運動施設や自然林などの占める範囲が大きいことがわかります。

このように、地区公園については、公園の全体が街区公園に相当しているとは言えない場合が多く、街区公園に相当しているとみなせる一部から誘致圏を設定することが適切であると考えられます。

なお、総合公園など他の都市公園も地区公園と同様の状況です。

【議案資料－34】誘致圏を設定する場所と誘致距離のまとめです。

地域の核となる公園は、おおむね1,000平米以上の街区公園を指します。そして、街区公園以外の都市公園については、その公園内における街区公園に相当する場所を地域の核となる公園と同等に扱うこととし、こうした場所から誘致圏を設定します。

なお、街区公園に相当する場所は、公園により異なるため、個別に整備状況や利用実態を調べて判断することとします。

以上が地域特性に応じた公園整備に関する説明です。

ご審議のほどをよろしく申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございます。

2番目の課題であります地域特性に応じた公園整備です。

簡単に言うと、どういうふうに公園を整備するところを絞っていくかですけれども、それについては、（議案資料－26）で示されております三つの点について修正したということです。

整備地域は、人口動態や戦略ビジョン、それから、公園の整備の状況などを重ね合わせて、（議案資料－25）のような区分けをしたということです。赤色で囲われたところは、新しくつくっていききたい場所で、黄色のところは小さな公園をもうちょっと拡大していききたいというふうな場所になっているということです。

（議案資料－26）をお願いいたします。

ただ、前回と変わったのは、きちんとせずに、境界をもうちょっとぼかしたほうがいいのではないかということで、目安という表現にしているということです。さらに、その線引きがぼやけているように、5メートル離れていたらだめなのかということではなく、目安なので、状況に応じて判断していくというふうな内容になっております。

この修正案についてご意見を伺いたいのですけれども、いかがでしょうか。

まず、（議案資料－26）の①についてです。

このような考え方に修正したということなのですから、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 ありがとうございます。

次に、②です。これも前回には割と議論がいろいろと出まして、どこからバッファーといいますか、誘致圏を発生させるのだということです。

この修正案につきましては、（議案資料－30）のようになっております。

街区公園では、公園の外周から250メートル、近隣公園は、状況にもよるのだけれども、街区公園に相当する場所の外周から250メートル、地区公園は、広いので、街区公園は一面みたいになりますので、そこから250メートルの誘致圏を発生させるというような内容に修正したということです、いかがでしょうか。

椎野副会長が言いましたように、丸なのに何で四角なのだというお話もここでちゃんと修正されています。

このように条件をいろいろと重ね合わせをしまして、区域を赤色と黄色に分けたのですが、札幌市に聞きますと、外周からきちんとバッファーを発生させてつくったものだ聞いております。

（議案資料－26）をお願いします。

②の誘致圏を設定する場所の整理ですが、（議案資料－30）と合わせることで割とわかりやすくなったと思うのですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 ありがとうございます。

次に、③です。誘致距離の説明（一律250メートルの設定）ですが、街区公園に相当する場所ということで、誘致距離を250メートルにしたということなのですがけれども、椎野委員も含め、いかがですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 どうもありがとうございます。

ほぼ札幌市が提案していただきました修正案が認められました。

二つありました地域の核となる公園の面積、そして、地域特性に応じた公園の整備につきましては、札幌市の修正案について了承することによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにまとめさせていただきます。

ちょっとだけ時間をとらせていただいて、この後、答申案の議論に入りたいと思います。

少し早いですがけれども、お休みをとりたいと思います。

今は10時9分ですので、10時15分にはご着席いただいて再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔 休 憩 〕

○近藤会長 時間になりましたので、審議を再開したいと思います。

次第の最後にありますように、答申案の審議に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（阿部造園担当課長） 【答申素案】 それでは、答申素案についてのご説明をいたします。

お手元に配りました答申素案に基づいて説明させていただきます。

初めに全体の話になりますが、前回いただいたご意見を踏まえ、先ほど審議いただいた内容等について、追記修正した箇所は赤字にして、今回の修正案に関連する内容として記載しております。それ以外の箇所は、前回から特段のご意見がなかった箇所であり、前回ご説明したスライドに基づいた内容となっております。

まず、表紙を1枚めくっていただき、目次をごらんください。

全体の構成は、三つの章立てとなっております。

1のはじめについては、今回の諮問に至った背景、諮問案件の概要などを記載しております。2の諮問内容である身近な公園の新規整備方針策定に向けた基本的な考え方については、答申を記載しております。3の身近な公園の新規整備に向けては、今後、札幌市が本答申に基づいて方針策定を進める際の留意事項、また、公園の新規整備に関する補足意見などを記載しております。また、最後の参考資料については、答申の本文を補足する図表や用語解説等を記載しております。

全体の構成は、以上ようになっております。

それでは、1ページの1のはじめにをごらんください。

ここでは、今回、札幌市が諮問に至った背景や目的、目的の概要、審議会への諮問内容などを記載しております。

最後の段落には、札幌市が本答申を踏まえて身近な公園の新規整備方針を策定し、方針に基づいた整備を進めることで、より多くの市民に公園の持つ機能が享受されることを期待すると記載しております。

一部黒丸で塗り潰している箇所がございますが、最終的に審議会の回数が確定した段階で記載したいと思います。

次に、2ページをごらんください。

2ページ以降は、表題にありますように、諮問に対する具体的な答申内容を示す項目としております。

2-1は、身近な公園の現状と課題についてとしており、ここでは身近な公園の現状により、4点の課題を整理しております。

1点目は、中央区のように、土地の高度利用が進んでいる既成市街地で公園が不足しているため、新規整備を行う上で重要性が高い地域を抽出する必要があること、2点目は、既成市街地ではまとまった面積の土地を確保できる機会が少ない状況にあります。一方、小さな面積の公園は利用者が少ないという実情があるため、効果的な公園整備を行うための最低面積を検討する必要があること、3点目は、人口減少や超高齢化社会の到来や財政状況を踏まえて、選択と集中の視点を公園整備に盛り込む必要があること、4点目は、社会情勢や公園の状況を反映し、新たな公園整備方針を策定する必要があることとなっております。

以上の課題を解決するためにも、身近な公園の新規整備方針を策定する必要がありますが、具体的にどのような考え方を整理すべきかということについて、次のページに示しております。

4ページをごらんください。

前段部分には、前述の課題等を踏まえて、新規整備の対象とする公園種別について追記しております。

一般的に公園が不足しているのは、高度利用の進む市街地であり、そうした地域に規模の大きな公園を設置することは、現実的に難しい状況です。こうした観点から整備の対象は、街区公園とすることを記載しております。

また、中段以降には、前述の課題を解決するためにも、身近な公園の新規整備方針を策定する際に必要となる二つの基本的な考え方を整理する必要があることを示しております。

基本的な考え方の1点目は、地域の核となる公園の面積であり、地域に必要な公園機能を最低限確保でき、人々が集まる地域の中心的なオープンスペースとなり得る最も身近な公園を地域の核となる公園と定義し、この面積について整理する必要があると記載しております。2点目は、地域特性に応じた公園整備についてであり、公園整備の必要性が高い地域などを抽出する必要があるとしております。

次に、5ページをごらんください。

1点目の基本的な考え方である地域の核となる公園の面積について整理した項目となっております。

ここでは、最低限の公園機能を確保するためには、どの程度の公園面積が必要なのかを検討し、その結果を示しております。

具体的には、面積に応じた利用者数の傾向、地域に必要な公園機能、そして、6ページに示す他都市の事例、これら三つの視点に基づいて公園面積の検討を行い、7ページにありますように、地域の核となる公園の面積はおおむね1,000平米以上とすることが妥当であるとしております。

このため、今後、街区公園を整備する際には、基本的には街区公園の標準面積である2,500平米の確保を目指すこととし、用地確保が難しい場合でも、1,000平米以上の面積を確保するように努めることを記載しています。

なお、地域の核となる公園の新規整備箇所を検討する際には、その他の公園の街区公園に相当する場所の配置状況も考慮することとし、それぞれの外周から街区公園と同等の誘致圏を設定することとする旨が追記されております。

以上が地域の核となる公園の面積についての説明となります。

次に、8ページをごらんください。

2点目の基本的な考え方である地域特性に応じた公園整備について整理した項目となっております。

ここでは、人口動態、土地利用、公園の配置状況などの地域の特性を総合的に勘案し、限られた財源の中で効果的な公園設置を進めるためにはどこに公園を設置したらよいのか、また、地域特性に応じた整備手法を検討し、その結果を示しております。

中段以降は、公園の整備効果が高い地域を絞り込むために必要な要素を示し、その上で具体的な地域について整理しています。

要素1では、現況の人口動態や土地利用等の視点において公園の整備効果が高いと考えられる地域を整理しています。

次に、9ページをごらんください。

要素2では、札幌市の最上位計画である札幌市まちづくり戦略ビジョンに示されている将来的なまちづくりの視点、また、要素3では、身近な公園の整備水準の視点において公園の整備効果が高いと考えられる地域を整理しています。

次に、10ページをごらんください。

ここでは、要素4として、地域の核となる公園、つまり1,000平米以上の街区公園とその他の公園の街区公園に相当する場所の両方の配置状況から公園の空白域がまとまった形状となっている地域を抽出しています。

赤色で示されている場所はまとまった空白域であり、さらに住居系やマンションの多い商業系の土地利用となっていることから、特に公園の整備効果が高いと考えられる地域となっております。

次に、11ページをごらんください。

10ページでご説明したとおり、250メートルの誘致圏は、地域の核となる公園、つまり1,000平米以上の街区公園とこれに相当する場所から設定しております。このため、誘致圏は、空白となっても、この中に1,000平米未満の狭小公園等が存在するケースと存在しないケースの二つが想定されます。

狭小公園が十分に存在する場合には、これらを拡張して、1,000平米以上の面積を確保することが効率的かつ効果的な整備方法と考えられます。また、狭小公園が存在しない場合には、新規整備によって公園を整備する必要があります。

こうしたことを踏まえて、要素5では、効率的な公園整備の手法について整理しています。

これらの要素を満たす地域については、中段以降に示す地域特性に応じた公園整備フローを用いて絞り込みを行います。

これに基づいて公園の整備効果が高いとされた地域のうち、積極的に新しい街区公園を整備すると判断した地域については新規整備推進地域、既存の狭小公園の拡張により公園機能の向上を目指す判断された地域については、狭小公園活用地域とすることを記載しております。

今後は、導き出された新規整備推進地域、狭小公園活用地域に基づいて、効率的かつ効果的に地域の核となる公園の整備や拡張が進められることとなりますが、実際に整備を検討する際には、地域の詳細な状況を確認することについても留意すべき点と考えますので、あわせて記載しております。

なお、諮問内容は、方針策定に向けた基本的な考え方となっており、具体的な区域を示す図面は基本的な考え方をベースとして、その後に作成されるものと考えられることから、後ろに参考資料として掲載しております。

二つの基本的な考え方については、以上のとおりです。

次に、12ページをごらんください。

12ページは、身近な公園の新規整備に向けてということで、今後、札幌市が本答申に基づいて方針策定を進めるに当たり、留意すべき点や補足事項などをまとめる項目としています。

前回いただいた意見を踏まえて、公園利用者数をふやす視点から、小学校や児童会館等との連携を図ること、地域への広報を行うこと、市民意見を十分に取り入れることなどを記載しております。

次のページからは、参考資料として、用語解説や参考図表などを記載しています。

なお、全ての図表類を本文中に挿入すると、結論に至るまでの過程が大変長くなってしまいうため、本文中には必要最低限の図表を、参考資料には補足的な図表を示すことで整理しております。

以上が答申素案の説明となります。

ご審議のほどをよろしくお願いします。

○近藤会長 ありがとうございます。

たくさんの文字がありますので、ただいまの説明で皆さんが十分に理解されるのは非常に難しいと思います。私もそうです。事前に札幌市から皆さんに送っていただいたのですが、それでも全部を把握するのはなかなか難しいと思います。

ただ、この答申は、前回と今回の前半の部分でご議論いただきました内容を盛り込んでおります。しかも、今回、前半におきましては、皆さんのご指摘に対する札幌市の修正について特段のご意見もありませんでしたので、この答申には皆さんのご意見がほぼ反映されているものと思います。

しかし、文言や表現などがわかりにくいとか、気がついたことがあればお伺いして、修正していただいて、私が確認し、答申案を皆様に再度お送りしたいと思います。ですから、言葉の問題でも結構ですので、お気づきの点があればご発言をいただきたいと思います。

実は、私からも幾つかあるのですが、私は後で札幌市と相談できますので、まず、皆さんからお願いしたいと思います。

○小篠委員 先ほどは意見を言わなかったのですが、全体の答申案を流れとして見せていただくと、二つほど少し強調したほうがいいのではないかというふうに思うところがあります。

一つは、新規整備推進地域と狭小公園活用地域を定めているというところはいいのですが、それから漏れる部分、要は白地になるところがございます。そこで、なぜ白地のところになるのかを明確に言わなくていいのかということです。

例えば、参考資料の参考－６のページに都心を拡大した図が出ており、別の参考資料②でも同じ図が出ております。赤囲みになっているところが新規整備推進地域になっていて、そこからちょっとずれたところに白地の部分が残ってしまっているわけです。

例えば、西18丁目駅と書いてあるところは、赤色の範囲でもなければ、街区公園の250メートル位置距離からも外れるというふうになるわけですね。

どうしてここで線がばしっと引かれるのかということについては、多分ですけども、この要素1から要素4のメッシュデータを見たときに当たらないという条件から外れていくのだろうというふうに思います。ここは、多分ですけども、住宅地だというふうに思いますが、ここは市場のところなのですか。

要は、こうして見ると、住宅地であっても狭小公園しかなくて、街区公園がなく、外れてしまって、しかも、狭小公園活用地域にならないというような話が出てくる可能性があるわけです。しかし、現状ではその土地利用は何のだというような話をここにもう1枚フィルターとして入れておかないと、住宅地なのに整備しないのはおかしいのではないですかとなる可能性があるのです。

推察するに、このところは卸売市場のエリアだったりするかもしれませんね。そうすると、土地利用が違うから、そこに公園を持ってくること自体が不可能だという話になってくると思います。ですから、そこに土地利用を入れておくことではっきりするのではないかと思います。

もう一つは、参考資料1で全域図が載るわけですけども、今回定める推進地域と活用地域の多くは、既成市街地内部というふうに言ったほうが正確でしょうか。それと、地域中心核になるような部分に黄色いエリアが少し展開することになりますね。しかし、ここに注力するのだというような話がどこに書いてあるかということ、意外と薄いのです。何でそこに集中して整備地域を持ってくるのかについては余り触れられておりません。でも、選択と集中の中でそういうことをしたいという思いは強いので、まずはここをやっていくべきなのではないかというような流れだと思うのです。

ですから、これは、前段部分なのか、こういう整備方針をつくっていくときにどういうところに注力しているのかというようなことについて、図を使って述べたほうがいいのではないかと思います。

この2点を補足したほうがいいのではないかというふうに思いました。

○近藤会長 ありがとうございます。

一つはわかったのですが、二つ目についてはもう1回説明していただいたほうがいいと思います。

この図ですね。

○小篠委員 二つ目はこの図になります。

○近藤会長 一つ目は、この図ですね。

ここに西18丁目と書いてあるのは、枠の外になっているのですか。

○小篠委員 西18丁目と書いてある字の下のところが真っ白くなっていますね。

○近藤会長 この赤い枠で囲まれたところ全部ですね。

○小篠委員 そこの上ですね。そこの部分ですね。

○近藤会長 はい。

○小篠委員 そこの部分が白くなっていますね。ここは近接しているのにどうして白くな

るのかということです。例えばの話で、わかりやすく説明しようと思って、この事例を出したわけですが、どうしてそうなのかということです。

今、マーカーで示させていただいている部分です。

これは、多分、土地利用によって、あるいは、その前の条件のメッシュデータによって該当しないということで落ちてくるというふうに思われますし、その結果が示されているわけですね。

人口動態と土地利用、まちづくり戦略ビジョン、公園の整備水準、そして、地域の核となる公園の空白域という四つのメッシュデータを掛け合わせたところ、どれかが落ちるから、そのところは該当しないというふうにそうやっているわけですね。

しかし、この土地利用というのが実は重要なのではないかというふうに思っているのです。そのところは、ちゃんと正確に現況図を重ねてみないとわからないところですが、多分、卸売センターがあるところかというふうに思うのです。そうやって抜けるのだということです。

現状の整備として、そこに公園は余り必要ではないのではないかとということで落ちていくということであれば、それはわかるわけですねということです。

○近藤会長 要素といいますか、条件でどんどん絞っていったって、この赤色や黄色の枠で囲まれたところを重点的に整備するということになりましたが、西18丁目みたいなところに漏れているということです。しかし、そこは整備したほうがいいのではないかとこのところもあるので、その辺にいても言及しておいたほうがいいということですね。

何かいい表現で、今回のフィルターといいますか、条件を絞って、こうなったのだけでも、その他の地域についても地域の状況を勘案して新規につくる、あるいは、狭小公園を拡大する可能性が出てくればやるというふうな表現を盛り込むということですね。

○小篠委員 実際に計画される側といいますか、整備される側の人がこの方針を見て、ここはやはり整備すべきだとか、いや、このところは必要ないねということがよくわかるようにしておかなければいけないだろうというふうに思うのです。

概念的に大きな方針を示すことも大事だと思うのですが、では、具体的にどうするのかといったときに、これがうまく伝えるかどうか非常に重要になってくると思いますので、そういうことがきちんと示されるようなデータにしておいたほうがいいのではないかとということです。

○近藤会長 その辺の表現は、答申の中に追加できると思いますので、考えてやってみましょう。

そして、二つ目は何でしたか。

○小篠委員 二つ目は、参考資料1の大きな図です。

これで、二つの新しい区域の設定というのが都心の既成市街地や地下鉄沿線など、地域中心核に多く存在しているわけです。そこにどうして集中させるのかというような話というのは、最初の方針のところで述べているかというのと、言っているのは、中央区など、人

口集中地域ということなのです。しかし、中央区だけの話ではなくなっているわけです。狭小公園も活用しようということで、予算を投入しようとするエリアは中央区以外の範囲も含まれているわけですので、書きぶりがもうちょっとあるのではないかというふうに思うのです。

○近藤会長 いかがですか。

札幌市から説明していただいてもいいのですけれども、僕の理解では、札幌市全体を先ほどのような条件で絞っていくと、残ったのがたまたま中央区になったのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○事務局（阿部造園担当課長） 空白域も含めて、まちづくり戦略ビジョンにおいて居住を誘導するような場所ということで、参考資料－４でいいますと、②の部分で、中央区以外としては、地下鉄駅周辺なども含めて抽出しているような状況です。

先ほどの補足をしますけれども、西18丁目の部分は、空白域のように見えるのですけれども、統計区上でいいますと、全市平均より1人当たりの公園面積が多かったり、カバー率が高かったりということで抜けていた部分です。

ただ、実際に整備するときは、やはり、先ほど小篠委員がおっしゃったとおり、その地域地域でもう一度精査しながらやらないとだめかなと思います。

○近藤会長 白色ですけれども、カバー率は高いのですか。

○事務局（阿部造園担当課長） 統計区なのです。

○小篠委員 誘致距離でやってしまうと、それが強調されてしまって、メッシュデータの統計区の範囲をもっと大きい単位で計算しているという話になるわけですね。それで白く見えてしまうということですね。

○近藤会長 その辺の、漏れの補足などの表現も追加されたいと思いますね。

それから、この2番目の部分は、小篠委員、いかがですか。

こうやってずっと重ねていくと、多分、ここしか残らなかったというふうになっていますが、それを答申の中に文章として表現しようということなのではないでしょうか。

○小篠委員 課題から持ってきているわけですね。整備状況がアンバランスになっているところがあるのだというようなことを言って、第2章で説明していくわけですね。それとは別に、今おっしゃったことというのは、これから札幌市がまちづくり戦略ビジョンにより市全体でこういうふうな整備をしていきますよということですね。ですから、課題と方向性という二つを強調して書くべきなのではないかということです。

○近藤会長 課題と方向性を強調して初めの中に入れてほしいということですか。

○小篠委員 そのほうがわかりやすいと思います。

○近藤会長 その辺の表現が入っていると思うのですけれども、さらに強調されるように書き直していただくということです。

ほかにございませんか。

○三上委員 素案の作成をどうもありがとうございました。

拝見いたしました、今までの議論をコンパクトにまとめていただいていると思いました。

ただ、難解にしているかもしれないなという一つの要素は、多分地域の核となる公園という概念なのだろうと思います。私は、門外漢なので、これをのみ込むのはなかなか苦労したところがありました。

そこで、書き方でご検討いただけたらいいのではないかと思います。

現状では、ここで検討した大きな課題がありまして、つまり面積のお話とどこを整備するのかという場所のお話をここで議論してきたのですけれども、この地域の核となる公園という概念は、この両方に係る話なわけですね。

ところが、その概念の定義は、答申素案の4ページでいうと面積の話をするところに出てきているので、ちょっとわかりにくいのです。つまり、戦略的にも街区公園が大事な場所なのだということを最初に言っていただいて、それとの関連で、まず地域の核となる公園の定義をしていただいて、何だったら、街区公園以外の場所にも地域の核となる公園の機能を持っている場所があるのだという整理をしていただいている図が答申素案の7ページにあるのですけれども、これが後で出てくるのがちょっとわかりにくいのです。

ですから、こういう地域の核となる公園の概念の話をまず最初にやっていただいて、その面積やそれをどこに置くのかという場所のことをこれから考えるのですと進めていただくほうがもしかしたらわかりやすいのかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

○近藤会長 ありがとうございます。

それについてはこの後にゆっくりと札幌市の方と相談しなければならないと思っていたことなのです。やはり、街区公園、身近な公園、地域の核となる公園については、今回努力していただいたのですけれども、まだちょっとわかりにくいので、きちんと図示して、もっとわかりやすい表現にさせていただきたいということは申し上げようと思っていました。

ありがとうございます。

それでは、上田委員、お願いいたします。

○上田委員 私からも、修正の要求というよりは、要望というか、再度検討していただきたいということについてです。

それは、街区公園に相当する場所という表現ですが、参考－1のページにある注3の部分です。

検討していただきたいことの提案としては、例えば、街区公園の機能を満たす場所という言い方があるのかと思います。なぜかというと、街区公園に比べて、近隣公園、地区公園、総合公園というのはレベルが高いので、下のレベルのものに合わせて相当するという言い方をするよりは、上のものがカバーするという言い方をしないと誤解が生じるのではないのかというふうに思いました。

また、答申素案の5ページに、地域に必要な公園の機能とありますね。この表現を使えば、今言いました街区公園の機能を満たす場所の説明もできるのかなと思います。

参考－１のページの注３をもう１回読みます。

街区公園以外の都市公園内において、街区公園に相当する機能を有する多目的広場や遊戯広場という言い方ではなくて、街区公園の機能を満たす、例えば、コミュニティー形成、レクリエーション、防災といった機能を満たす広場というような表現など、まさに公園機能の用語を使って説明したほうが統一されていてわかりやすいような気がしました。

ここで、別の多目的広場というような言葉を出すよりは、こちらの公園機能の用語を使って説明された上で、街区公園の機能を満たすという言い方をしたほうがいいのではないかという提案です。

○近藤会長 ありがとうございます。

相当するという言葉が非常に気にかかるということで、街区公園の機能を満たす場所にしてほしいというのが一つですね。

それから、もう一つはわからなかったのですけれども、答申素案の５ページのところでですね。もう１回ご説明いただけますか。視点２のところに五つ挙げられているところですか。

○上田委員 参考－１の注３にあった街区公園の機能に相当する場所の説明のところです。

○近藤会長 どこを見たらよろしいのですか。

○上田委員 参考－１です。

参考－１に注３とあり、街区公園に相当する場所の用語説明が書いてあります。

○近藤会長 注３ですね。

○上田委員 はい。

上から３番目の注３です。

○近藤会長 参考－１の注３のところを見てください。

○上田委員 ここで、文章として、新しい多目的広場や遊戯広場と出てくるよりは、答申素案の５ページの視点２にある公園の機能を用いて解説をしたほうがわかりやすいのではないかと思います。

○近藤会長 札幌市としては、多分、上田委員のご意見を反映させて書き直すことになると思うので、もうちょっと具体的にどういうふうにしてほしいということをお願いいただけますか。

都市公園以外の都市公園の括弧内ですね。

○上田委員 例えば、街区公園のコミュニティー形成、レクリエーション、防災機能を満たす広場が配置されている場所のことなどです。多分、今回は、機能のうちの（１）の環境保全や（２）の景観形成と言われる緑地の部分を外したところということを今回は言いたいわけではないですか。ですから、そこを外した（３）（４）（５）の機能を満たす広場みたいな言い方をすれば、より明確になるのではないのかということです。

○近藤会長 街区公園のコミュニティー形成、レクリエーション機能、防災機能を満たす広場あるいは場所のことですね。

○上田委員 はい。そのような言い方をすればいいのではないかということです。

○近藤会長 大丈夫ですか。

○事務局（阿部造園担当課長） はい、わかりました。

大分すっきりしました。ありがとうございます。

○近藤会長 そのほかにいかがでしょうか。

それでは、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 参考－６で、新規整備推進地域という地域を見ますと、大変場所のいいところで、事実上、空き地を探すのが大変無理ではないかと思います。

○近藤会長 何を探すのですか。

○高橋委員 空き家といいますか、土地取得です。

これを見ておりますと、職業柄、無理だと思うのですね。

そうしますと、土地取得に当たっては、基本的には、公共施設の廃止等での更地化なのか、それとも、最近、高齢化になりまして、土地を寄附したい、札幌市に土地を返したいという方が結構いらっしゃるのですね。

そうしますと、例えば、この赤枠の中にある程度の土地があれば、民間からでも積極的な申し出により、土地取得といいますか、寄附行為といいますか、そういうものが可能なのかができるのかはわかりませんが、ある程度、土地取得という文言が必要ではないかと思うのです。

公共施設の廃止のみなのか、それとも、そういうものが可能であるのかです。ただ、誰でも土地が要らなくなったから返したいというわけでもないと思うのです。ですから、その辺を書いていただければ、今後、そういう方が出てきた場合に、自分の土地をできれば札幌市に活用していただきたいという民間の方がいらっしゃれば、それもまたありがたい話だと思うのです。つまり、土地の取得といいますか、基本的な土地利益の確保ということを入れておけば、今後の方向性が決まるのではないかと思います。

今ですと、場所がいいだけに、この地域で公共施設の廃止でもない限り、幾ら頑張っても無理だと思います。ですから、そういったことを言葉にすると方向性が決まるかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○近藤会長 前回の会議のときに、こんなところで土地をどうやって取得するのだという話がありまして、自治体が払い下げるようなときに積極的に取得するというお話があったのですけれども、高橋委員としては、そのほかの方法として、寄附などについても書いておいたほうがいいのではないかと思います。

この答申案の中には、土地取得の方法を書いているところはございましたか。

○事務局（阿部造園担当課長） ないです。

○近藤会長 書くのはよくないのですか。

いかがでしょうか。余り書き過ぎると、よくないような気がしますけれどもね。言いつらいような気がしますね。

札幌市にもいろいろとお立場があるでしょうし、周りの状況もあると思いますので、その辺は頭に置いておいていただきながら、書けるところまで書いていただくということでしょうか。

○高橋委員 はい。

○小篠委員 今のお話について、もう少し書けるかというふうに思うのは、12ページに整備方針が書いてあるところです。前にもご発言させていただいたと記憶していますが、公共施設との連携を図るということについて、この範囲の中には随分と少なくなってしまうのですけれども、例えば公共施設の統廃合が起きるケースなんかの際に公園を合体して整備するというやり方は大いにあり得るわけです。ですから、そういう方向性を模索するというぐらいの文言でもう一段突っ込んだ書き方ができるかもしれないと、今のお話を聞いていて思いました。

○近藤会長 公共施設との連携を「図る」ではなく、「模索する」ですか。

若干の違いですけれども、「模索する」のほうがちょっと積極的なニュアンスがありますね。推進しとしますか。

○小篠委員 公共施設と公園を複合化するということから、そういう書き方にできないかということですね。

○事務局（阿部造園担当課長） 実際にそういうところもありますので、そういう表現を検討させていただきたいと思います。

○今井委員 2点あります。

1点目は、まず、この答申素案には、そもそも、どうして公園があったほうがいいのかという部分が明確には書かれていないと感じましたので、はじめにのところに、公園に期待する機能など、どうして公園があったほうがいいのか、何の目的で公園をつくるのかという点があったほうが良いと思いました。

なぜかといいますと、はじめにの中に限られた財源等を考慮するというようなことも書いてありまして、その限られた財源の中で公園をつくるということであれば、どうして公園がなければいけないのかという視点が必要なのではないかと思いました。

その点とあわせて、2ページの社会情勢のところでは、ここにも、やはり、財政状況は今後ますます厳しくなることが想定されておりと書かれておりますね。この点から考えたときに、持続可能な都市の発展という視点を欠くことができないとつながっているのですけれども、どうして公園が必要かということを書かないとここがつながっていないというふうに感じました。

2点目は、12ページです。

真ん中あたりに、地元を対象としたワークショップで地域ニーズを捉えると書いてあるのですけれども、この地元を対象としたワークショップとはどのようなものなのかを教えてくださいたいと思います。

○近藤会長 それでは、2番目のご質問の地元を対象としたワークショップの内容について

てご説明をお願いいたします。

○事務局（阿部造園担当課長） 公園を新たにつくる場合もそうですし、再整備する場合もそうですが、地域の意見を取り入れながらつくることが非常に大切となります。それを経ることで、後々の利用もふえますし、維持管理までするような人が出てきたり、そういうことも期待を持てるので取り入れている手法でございます。

ワークショップあるいは説明会や意見交換会というのは、公園をつくるなり、再整備する段階で、地域の町内会や学校、児童会館、子育てサロンのお母さん方などにアンケートをとって意見を聞いたり、意見交換会を開き、公園の敷地図を見てもらって、どこに何をつくりたいですか、どんな機能があったらいいですかというようなことを聞いたり、そういう作業をみんなで行うということで、それは今後必要かと思っております。

○今井委員 ありがとうございます。

幅広い年齢層の方に参加できるようにしていただければと思います。

○近藤会長 最近、ワークショップという言葉が普通になってきましたけれども、僕も初めはわかりませんでした。それは意見交換会なのですね。

それから、もう1点の公園の必要性です。

2ページのところに持続可能な都市の発展という視点を書くことはできないかということとは僕もひっかかったので、後で相談したいと思っていたところです。

答申素案の1ページに戻りまして、はじめについてです。財政がこれだけ大変だといえながら、なぜ公園をつくらなければならないのかということです。やはり、きちんと原点に立ち戻って、公園の必要性を述べていただき、さらに小さな街区公園でもなぜ必要かということをちゃんと説明していただくということは大事だと思います。

どうもありがとうございます。

○森本委員 資料の作成をありがとうございました。

私からは、簡単な修正のご提案です。

8ページから10ページにわたって、要素1から要素4に対応して、札幌市の街区地図が載せられているのですが、それぞれのスケールがなく、方位があったりなかったりなので、スケールと方位を入れていただきたいと思います。

それから、一つ一つの区画に小さく数字が書かれています。それぞれが何に当たるのかというのを、これは恐らく四つとも共通していると思いますので、どこかにまとめて凡例をつけていただいたほうがいいのかと思います。

例えば、自分が住んでいるところがどのカテゴリーに当たるのかということを参照できるように、そういった凡例もつけていただきたいと思います。

○近藤会長 一つは、8ページから10ページにかけて示されている札幌市の地図に方位とスケールを入れるということです。

それから、地図の中に細かく書かれていて、潰れていて見えないのですが、見えるようにしないと意味がないので、数字をきちんと入れる必要があるものには入っていた

だくということです。そして、その数字や文言を入れたなら、その説明を凡例の中に入れておくということでした。

それはできると思いますので、お願いいたします。

そのほかにございませんか。

○新海委員　まとめていただいて、どうもありがとうございます。

質問になるかもしれないですけども、この計画ができた後に、今後のスケジュールとして、前にも出ていたと思うのですけれども、いつぐらいまでという時間的なものはこれから考えるものなのか、この中にも盛り込めたりするものなのかを確認いたします。

○近藤会長　身近な公園の新規整備に向けてというまとめをされていますけれども、実際に、この審議会において、こういうふうな方向でやりましょうと決まったときに、どういうふうなタイムスケジュールで動くのかということです。

もしできればそれをつけ加えておいたほうがいいということです。無理なら仕方がないと思うのですけれども、大まかでもいいのですけれども、今後どういうふうな動きになるのかをお話しただけませんか。

○事務局（阿部造園担当課長）　今回ご審議いただき、答申をいただいてから、札幌市として新規公園の整備方針を今年度中の3月までに策定したいと思っております。

現在も同時並行で、この赤枠のところは、機会を逃さず、他の公共用地等の取得も計画しながら進めておりますが、何年度までに全部を整備するなど、そういうことはちょっと決めかねるものとなります。

緑の基本計画は、平成32年に改定予定となっておりますけれども、そういうときにもう1回見直すようなことになるのかと思います。

○近藤会長　答申を受けて、3月までに整備方針をと言われましたけれども、整備方針というのはどういうものなのですか。

○事務局（阿部造園担当課長）　この答申にのっとって、今後はこういうふうに街区公園の整備を進めていくという札幌市の内部方針になります。

○近藤会長　新海委員、いかがですか。

質問があれば、どうぞ。

○新海委員　これをもとに、何か目標はあったほうがいいかと思うのです。こうしたいですというだけではなくて、かなうかなわないというのを書いてしまうのは厳しいところもあるのかもしれないと思いますけれども、いつぐらいにはというのは、やはりあったほうがいいのかなと思います。

今後、方針を策定する際には、その目標をいつぐらいまでにとかという何かしらのスケジュールはあったほうがいいのかなと思います。

○近藤会長　土地の取得にはなかなか不安定な部分がありますので、僕は難しいかなと思ったのですけれども、札幌市としてはいかがですか。土地取得が非常に不透明なので、計画がなかなか立てにくいのかと想像はしております。

○事務局（阿部造園担当課長） おっしゃるとおり、土地取得に不透明な部分があるのですけれども、直近としては、新しい市長の体制になりまして、5カ年のアクションプランが出ておりまして、そのぐらいまでには、今後公表しながら、こういうところを整備したいというような方向性を示します。しかし、最終的に全部を埋めるという目標として何年までということは決められないような状況となっております。

○近藤会長 いかがですか。

○新海委員 こういうふうに使っていますよということが常時わかるような状態になっていけば、今後、この地域は一体どうなるのだろうという疑問にも多分答えられるかと思うのです。ただ、頑張っているということなので、ありがとうございます。

○下村委員 フリーの意見でも大丈夫でしょうか。

○近藤会長 どうぞお願いします。

○下村委員 町内会に携わる者から申し上げます。

狭小公園や街区公園は市民の暮らしに密着した公園だということで、公園の利用として冬は雪捨て場ということがございましたが、町内会として活用しているは、ごみステーションの設置場所として非常に有効なところだと考えております。

普通、家の前にごみステーションを設置すると非常に嫌がられるのですが、公園のところに設置すると非常にありがたいといいますか、日常の活用場として非常によいということが挙げられます。

それから、冬は、雪中運動会、夏は夏祭りとして、街区公園や近隣公園を活用させていただいています。

ただ、活用場として、ごみステーションという言葉が一つもないので、入れてくださると助かります。

○近藤会長 これは、札幌市からご答弁をいただきたいと思います。

ごみステーションは、冬だけですか、それとも、夏もですか。

○下村委員 1年中通してです。

○近藤会長 1年中ですね。簡単に言えば、公園の一面にごみステーションをつくってくださいということです。

○事務局（阿部造園担当課長） 札幌市の立場としては、本設の鉄でできたものなどは認めていないといいますか、申請を受けた段階で公園施設にならないからということがあります。また、網で囲う仮設的なものがありますが、あのようなものについてはそのまま利用させていただいているような状況です。

○下村委員 仮設であれば別に問題はないのですか。

○近藤会長 札幌市の結論はいかがですか。

○事務局（阿部造園担当課長） ごみステーションは公園施設でないものですから、文言として入れることはちょっと難しいかと思います。

○近藤会長 難しいそうです。

○下村委員 わかりました。

○小篠委員 僕は、先ほどの新海委員の話は、結構重要だというふうに思います。

いつまでにどういう目標を掲げて、そこに進んでいくのかという話というのは、数値目標を出すと非常にづらいものになってしまうので、書けないと思います。しかし、まさに先ほどお話ししていただいたように、秋元市長になってからかなり明確にアクションプランの話をしてくださっているのは非常に好ましいことかと思っています。ですから、そういうアクションプランに乗せていきたいというような意気込みぐらいは書けるのではないかというふうに思います。

本当は、この方針にタイムスケジュールが乗ることが一番好ましいとは思いますが。そこで、用地取得問題など、いろいろあると思いますが、上位の方針にきちんとリンクさせていくのだというようなことぐらいは記述できるのではないかというふうに思います。

それをやることによって、今回の方針が生きて、実際に使われていくことになっていくのかなと思いますので、少し工夫していただければというふうに思います。

○近藤会長 きちんとしたタイムスケジュールは無理だけれども、ほかのいろいろな方針とつなぎ合わせながら積極的にやっていくぞというような表現を盛り込んでいくということですね。

ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 皆さんの意見も出尽くしたようです。

この答申案については、おおむね文言や表現の修正でとどまるというふうな内容だったと思います。

私からも札幌市にこの答申の文章の中でいろいろとお伺いしたいことがございますので、それも相談させていただきながら、最終的に事務局の修正を経て、皆さんにお送りするということで進めたいと思いますけれども、いかがですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 ありがとうございます。

そうしましたら、皆さんのご意見も取り入れて、私の疑問点も事務局とご相談していただきながら、修正して、皆さんにお送りしたいと思います。これにつきましては、私が責任を持って内容を確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3. その他

○近藤会長 それでは、事務局から、今後の進め方とスケジュールについてご説明をお願いいたします。

○事務局（阿部造園担当課長） 今、近藤会長からもございましたように、今回の審議に基づきまして、近藤会長と若干の文言の修正や表現方法などを詰めまして、最終答申案の段階で皆様の委員に案をお送りいたします。その後、一定期間を設けさせていただいて改

めて意見をお伺いして、その後に確定版をお送りしようと考えております。そして、最終的には、いただいた答申を反映して、今年度中に身近な公園の新規整備方針を作成したいと考えております。

スケジュールについては、以上となります。

どうもありがとうございました。

○近藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、次回の審議会はないのですね。

○事務局（阿部造園担当課長） もうないです。

○近藤会長 修正した答申案を皆様にお送りいたします。

最後に、全体を通して、質問やご意見はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 どうもありがとうございます。

ご意見やご質問はないようですので、以上で議事を終了いたします。

それでは、事務局からよろしくお願いいたします。

４．閉 会

○事務局（西川みどりの推進課長） 本日もご熱心にご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

ただいま近藤会長からもお話がございましたが、後日、事務局から皆様のご意見を踏まえた答申案を再度送らせていただきます。委員の皆様におかれましては、年末に向けて何かとご多用のところ、恐縮ではございますが、内容のご確認につきまして何とぞご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第71回札幌市緑の審議会を終了いたします。

本日は、ご多用の中、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

以 上